

「案文修正の経緯及び概要」

1. 案文修正の経緯

今回、検察官についても現行国家公務員法第81条の2の規定により退職するもの（検察庁法第22条の規定は定年年齢と退職日について国家公務員法の特例を設けたもの）であって、勤務延長制度（改正前の国家公務員法第81条の3）が適用されるものと整理したことから、大要、①国家公務員法上の定年制度（改正国家公務員法81条の2ないし同法81条の6）の適用に伴う修正及び②勤務延長制度を踏まえた新たな修正を行うこととなった。

2. 修正の概要

(1) 国家公務員法上の定年制度の適用に伴う修正

ア 改正国家公務員法第81条の6の適用に伴う修正

検察官に勤務延長の適用があると整理したことに伴い、勤務延長について規定する改正国家公務員法81条の7の読替規定を新設することとした（改正検察庁法第22条第2項及び第3項）。今回、新たに読替規定を設けた理由は逐条解説のとおり。

イ 改正法附則第3条第6項の読替規定等

施行日前に改正前の国家公務員法第81条の3の規定により勤務することとされ、勤務延長の期限が施行日以後に到来する職員について勤務延長の期限を延長できる旨を規定する改正法附則第3条第6項の読替規定を設けるとともに、施行日において改正前の国家公務員法第81条の3の規定により勤務することとされた職員のうち、管理監督職を占める者については、施行日に改正国家公務員法第81条の2が規定する管理監督職以外の官職に降任等を行う義務を免れる旨規定する改正法附則第3条第8項に対応する規定を新たに設けることとした。

(2) 勤務延長制度を踏まえた新たな修正

現行定年年齢である63歳に達した日の翌日に、次長検事及び検事長は検事に任命され、検事正及び上席検察官は検事正及び上席検察官以外の職に補することとされる規定を設けていた（改正検察庁法第22条第4項、第9条第2項、第10条第2項）。

しかし、勤務延長制度が適用されることとすると、現行法においても定年である63歳を超えて次長検事、検事長、検事正又は上席検察官（以下「次長検事等」という。）として勤務することが可能であるから、これらの規定についての例外規定を設けなければ、改正法においては63歳以降は次長検事等として勤務できなくなってしまうことから、改正国家公務員法第81条の5を踏まえた規定を設け、一定の場合には63歳以降も次長検事等として勤務することができることとした（改正検察庁法第22条第5項及び第6項、第9条第3項及び第4項、第10条第2項）。